

薬害イレッサについての要請書（続）

厚生労働大臣

外 添 要 一 殿

2008年5月2日

薬害イレッサ原告団、弁護団

イレッサ薬害被害者の会

薬害イレッサ訴訟を支援する会

薬害イレッサ東京支援連絡会



2008年6月3日の貴省との交渉に関し、2008年4月17日付要請書の追加を提出致します。

以下の点につき、6月3日によろしくご回答のほどお願いします。

- 1 (1) 2002年7月5日に肺がん用抗がん剤として承認されたイレッサについての医薬品機構における審査の具体的手順、審査方法を明らかにして下さい。
- (2) 医薬品機構では新薬承認の際「チーム審査」を行うこととされていますが、イレッサの承認審査における「チーム審査」のチームの人数、審査官の人数を明らかにして下さい。

2、薬害イレッサ訴訟では、国の申請により

西 條 長 宏 証人

福 岡 正 博 証人

光 富 哲 哉 証人

坪 井 正 博 証人

工 藤 翔 二 証人

(以下、5証人という)

の尋問が実施されています。

この5証人とアストラゼネカ社との利益相反関係を明らかにすることは、厚生行政の透明性、公平性、信頼性を判断する上で極めて重要であり、この点については、利益相反関係が世界の医学界や名だたる医学文献でも重要視されていることから明らかですし、又、2008年2月26日に開催された衆議院予算委員会において、ゲフィチニブ 使用に関するガイドライン作成委員とアストラゼネカ社との経済的関係についての質問に答えて、外添要一厚生労働大臣が

「いささかもそういう国民の不信を招くことがあってはいけませんので、少し状況を調べた上で、きちんと公表できるものはしたいと思います」

と答弁したことからも、国が認めているところです。そして、この理はガイドライン作成委員のみならず、国が訴訟で自らの主張を立証するために申請した証人についても同様です。さらには、国申請の証人が、その所属の医療機関を含め、国からどのような補助金等を得ているのかも明らかにされなければなりません。

そこで、国に対し下記の点を明らかにするよう回答を求めます。

記

- ① 厚生大臣の先に指摘した答弁をふまえ、貴省は、被告アストラゼネカ社との利益相反関係の有無を調査したか否か。
- ② 上記調査をしたとすれば、その調査結果
- ③ 万一調査をしていないとすればその理由
- ④ 国が5証人あるいはその所属の医療機関に対し、2002年以降、補助金等名目を問わず金員を交付したことがあるか、有るとすれば、その時期、金額、交付の目的等の内容

以 上